

1. 件名：泊発電所3号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する面談
2. 日時：令和3年6月16日（水）17時00分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室
4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）
原子力規制庁：佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、西来技術研究調査官、磯田係員、松末技術参与、田島技術研究調査官
北海道電力株式会社：藪執行役員 他10名 ※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・泊発電所の地震動評価への対応について（標準応答スペクトルを含めた対応）

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	原子力規制庁のタニです。
0:00:07	これより面談を始めたいと思います。面談の内容としては泊発電所の地震動評価への対応についてということで、標準応答スペクトルの比を含めた対応ということで、
0:00:22	始めたいと思います。まずこの資料の説明のほうを北海道電力からお願いします。
0:00:33	はい、北海道電力の高橋です。それでは資料のほう御説明させていただきます。
0:00:39	資料 2 ページ目をお願いいたします。
0:00:41	地震動評価への対応ということで、現在敷地ごとに震源を特定して策定する地震動については作田半島の地震も含めまして審査いただいているところですが、
0:00:54	でも 3 年 4 月 21 日の基準に改正により取り入れられた標準応答スペクトルについては、震源を特定して策定する地震動の審査に引き続いて御説明したいと考えており、
0:01:07	2 ページ目中段に記載している旺盛にて対応したいと考えております。
0:01:12	具体的には例を 3 年 4 月 26 日に受領した指示事項に基づきまして補正を行うこととし、
0:01:20	補正の範囲については、平成 25 年 7 月の設置変更許可申請に対して、
0:01:27	基準地震動に関し、標準応答スペクトルによる評価を行うという方針、さらには当該方針に基づいて行った評価結果に関連する本部、
0:01:36	さらに添付書類 6 を一新基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価を補正することといたします。
0:01:45	また、添付 6 以外の添付書類については、基準類改正に伴う規制の変更はないと考えてございます。
0:01:54	なお、補正時期については検討中ではありますが、1 ヶ月程度後に補正を行いたいと考えてございます。
0:02:02	ページ 3 ページ目をお願いいたします。
0:02:06	こちら添付書類 6 の成果の概要になります。
0:02:10	添付書類 6 の追加、地震の項目の中の震源を特定せず策定する地震動の項目について、補正をいたします。
0:02:21	規制内容としましては、平成 25 年 7 月の申請時に特定せずとして評価していた加藤他に基づく振動に加え、
0:02:30	標準応答スペクトルに基づく地震動を追加いたします。

0:02:34	また、基礎地盤周辺斜面の安定性評価についても、
0:02:38	平成 25 年 7 月の申請時に評価していった解析断面、解析モデル
0:02:44	解析手法等にて新たに評価した標準応答スペクトルに基づく地震動を用いた基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価を追加したいと考えてございます。
0:02:56	御説明のほう以上になります。
0:03:17	今日は規制庁ナイトウですけれども、えっ等々も
0:03:22	森については、
0:03:25	指示文書に基づく
0:03:29	どの部分だっ 9。
0:03:32	9 ヶ月以内に補正を行うという分類に
0:03:37	ってやりますということですか、まず事実関係として、
0:03:42	北海道電力ノジリです。そうですねし、我々の泊について審査中ということになってますんでその中で9ヶ月以内に
0:03:51	補正をするという扱いで対応したいと思っております。
0:04:01	大飯規制庁のナイトウですっていう
0:04:04	補正を出すのはいいんだけど、補正の内容が 3 ポツに書いてあるんだけど
0:04:11	も、
0:04:11	震源を特定せず策定する地震等、
0:04:15	ということがいい。
0:04:21	重畳として地震動ついてとか、
0:04:30	部門に、
0:04:33	加えて表情とスペクトル地震動を対象の評価結果を震源を特定せず策定する地震動で示します。そういうことですね。
0:04:49	ノジリです。
0:04:52	そう申請我々平成 25 年 7 月に出した申請時について審議を特定せず策定する地震動としては加藤ほかをも考慮するという事で申請をしていたと。
0:05:06	今回の指示文書を踏まえまして、加藤ほかに加えて標準応答スペクトルに基づく地震動追加するという事で投資これまでの審査の中で、留萌の地震等を考慮することにしておりますがそこについては今今回の補正には含めない
0:05:24	と。
0:05:24	いうことにしたいという考えでございます。以上です。
0:05:28	いつつあるんですけども、留萌入らないんですか。
0:05:32	標準応答スペクトルを採用したとしてもルールもやはりについては、
0:05:39	標準応答スペクトルを超える形になるので、それについては別途採用しますということについて、決まっているのに、なんで留萌は入らないんですか。

0:05:53	その留萌については審査結果を踏まえた補正というのはまた別途、全体の審査の進捗を見ながら補正することになるということで、今回含めないで一応今回いただいている指示文書の中でも標準応答スペクトル、
0:06:10	に基づく地震動なまま評価する方針とその方針に基づいて行って評価結果について補正をすることという指示文書というふうに理解しておりますので標準応答スペクトルの
0:06:22	に基づく地震動を補正すると。
0:06:25	いうことで対応したいというふうに考えているものでございます。
0:06:29	規制庁のナイトウですけども、もう1ひとつ確認すけ特定してるやつはどうするんですか。
0:06:37	特定して策定する地震動につきましても、当初申請
0:06:43	ベースということになってましてを考えてまして、特に今回補正としては反映しないということでもさに今審査をしていただいているところ。
0:06:53	になっておりますので、それはまた別途改めて整理できたところで補正するという対応をしたいというふうに考えております。
0:07:00	規制庁ナイトウですけど、基準地震動ってどうやって定めるつもりなんですか補正で、
0:07:08	25年、ノジリです。平成25年7月に申請している泊で言うとSsと550Galの地震動を設定しておりますのでそれを今回標準応答スペクトルに基づく地震動が一部上回ると、
0:07:24	いうことになればそれを基準地震動として追加するというのでそれ以外については今後の審査の中で設定したものを
0:07:34	いずれ補正するというような対応にしたいというふうに考えております規制庁ナイトウですけども、えっとね。
0:07:42	基準地震動を特定してもそうだし部門にしてもそうなんだけど、これは我々が決めるものではなくて事業者が決めるものですよね。それは今申請して審査の最中だから書けません。
0:07:56	ちょっとおかしくないですか。
0:07:59	審査に持ち込んでいるんだから御社としての考えをでき上がってるはずなんですけれども、
0:08:03	違うんですか。
0:08:11	それプラス、多いというと、その入湯いやあの地震動が決まっていないんですが、今検討している最中ですよっていうたら何なんで安定性評価が出てくるんですか。
0:08:26	あとノジリですねと。

0:08:28	現時点で当初申請プラス表情とスペクトルの地震動評価した結果、
0:08:35	標準応答スペクトルが基準地震動として扱うということになればそれに基づく地震、地盤の評価をしていくということで一つのパッケージになっているというふうに考えて今対応したいと思っているもの。
0:08:51	でございます。
0:08:53	規制庁ナイトウですけれども、これ標準応答スペクトルを特定しているところで作りますってところまではわかるけど、そういう基準地震動になるかどうかもわからないでどうやって、
0:09:03	基準地震動がほかの特定しても含めて、その中で、
0:09:08	ズボン本っていうのは何を出して作るつもりなんですか。
0:09:14	当ノジリですあくまでも現時点で我々が申請している地震動
0:09:22	2、追加されるという標準応答スペクトルで評価した地震動評価っていうものが入ってくるんでそれに基づいて、
0:09:30	現在、我々が当初申請出している断面に基づいて地盤の評価をするという。
0:09:37	ことで考えてますんで基準地震動として我々の当初で今のところ、現時点で出している申請
0:09:44	に投票所音スペクトル温するという形で基準地震動に使えるば、それに基づく地盤評価をするという流れだと思ってます。
0:10:15	規制庁ナイトウですけれども、当初申請のやつはこれまでの審査のもう結果として、当初申請の基準地震動って影も形もなくなっているのも決まってるわけですよ。
0:10:29	それをベースに評価したものを出示しますと言ってもそれは形式様式要件満たしてないですよ。
0:10:39	もうノジリでさのおっしゃるところはわかってます影も形もとるかかる辛うじて550Gal。
0:10:46	今のところまだ書いてないという姿。
0:10:49	では生き残っていると思ってますがそれ以外にも今、我々として評価してる結果はあるということだと思ってますただそこについてはあくまでも審査中ということと、今回いただいた指示文書をベースに標準応答スペクトル、
0:11:05	を追加したするという対応
0:11:08	規制庁ナイトウですけれども、通常の補正と違いますよね、通常の補正については途中で出してはまたといった出し直す必要があるかぶしてないから最後に求めていいですよっていうふうに運用してるけど、本質的には御社が評価を書いたものについては、

0:11:24	まずは補正を出した上で、その中身について審査するっていうのが基本系ですよ。
0:11:32	特定してについても、すでに審査の土俵に上げようとしているものがある中で、それは出さないっていうのはどういう理屈ですか。
0:11:44	留萌班もそうです。
0:11:53	そういう、こういう申請出してくるのであれば、御社は、そもそも特定してについても、現時点において、当初申請のものを変えるつもりはないという姿勢になるんだけど、そういう理解でいいです。
0:12:07	ノジリですそこについては、当然我々審査して我々説明してるところありますのでそこは補正の今後のいずれ補正の中では当然対応すると思っておりますので、変えないというスタンスでいるわけではないですと、ただ今回の指示文書に基づく標準応答スペクトル対応として、
0:12:26	そこは反映
0:12:27	させないで対応したいというものでございます規制庁ナイトウですけれども、
0:12:33	聞いているのは、今回の補正というのは補正を出す段階で、御社が考えてるものを出すべき話なんだけど、補正ということが要求されている以上はね。
0:12:45	それを補正でもって敷地と特定してるやつについても当初申請のやつを出しますということは、
0:12:50	今、議論してるものについては、
0:12:56	特定してとして採用するつもりはありません。
0:12:59	ということになるんだけど。
0:13:02	それでいいんですね。
0:13:13	ノジリです当然そういう思いではないということだと。
0:13:18	いうつもりではおります。ただいまおっしゃられているところの補正、
0:13:24	となると幅広い当社の考えがないのかっていう言われるとあるところも当然ありますが、そこを反映するところが、
0:13:32	以上に
0:13:34	難しいということだと思ってるんですが、
0:14:18	言って規制庁ナイトウですけれども、考え方をよく整理してください特定指定の応答標準応答スペクトルを採用して、それに基づいた設計模擬地震をつくってハザードの評価をして、地盤安定もそれを追加した形で出しますっていうと、
0:14:35	要するに形式要件としてはですね、特定しての部分については、今審査中だけど変えるつもりはありませんっていう、補正申請内容になるんだけど。
0:14:52	今ここで言っている補正内容を見るとそうとしか理解できないんだけど。
0:15:02	ノジリです

0:15:05	そういうことで、そこについては追って補正しますというスタンスなんですけれどもそれを幾ら文字で書いたとしてもそういうことではないという
0:15:14	意味ですよねえ津波値段恐れてるのこれ地震に関してっていう。
0:15:20	ことで、
0:15:21	理解してよろしいんですかね、基準地震動を設定するにあたってそこに関連するところっていうこと。
0:15:28	ですよね、基準地震動がそのまま残ったら自分で甞ないじゃないですか。
0:15:36	ご自分で公式をコストとして提出するってことを
0:15:40	今の時点での
0:15:42	基準地震動をこういうふうに考えてます北海道の電力のスタンス後、
0:15:50	この補正のところでのものが、現時点の最新の基準地震動ですって話になる。
0:17:09	ノジリですすいませんもう一度一部確認ですが、地震、
0:17:15	ローマ自身にかかるところとあと地盤安定の評価地盤安定の評価に資するための地震については最新の、我々当社としての考えを
0:17:26	整理して補正する、最新の情報です。補正することということでよろしいですかね。
0:17:38	この補正を出すということはね、その補正を行った部位範囲については、現状の北海道電力としての最新の考え方。
0:17:51	はずなんですよ。
0:17:53	る。
0:17:54	自分本っていうものを出しますということは地盤安定をする前提となる基準地震動もこの補正申請で書かれている基準地震動が北海道電力としての現在考えている基準地震動ですってないと補正としておかしいですよ。
0:18:10	違いますか。
0:19:06	ノジリです規制庁さんのおっしゃるところで
0:19:11	パッケージというか地震動入力条件としての考え方は現時点の情報としてしっかりするという考え方については理解いたしましたちょっと我々ももう一度、
0:19:23	中で考えを整理したいと思います。
0:19:30	規制庁の後ですけれども、申請書というものの位置付けをよく考えてください。申請処理記載をした内容の内容が着基準に適合するかどうかということ審査するんですよ。
0:19:44	新規制基準適合審査というのは、
0:19:53	RI途中段階で補正を出しますと、

0:19:56	ということについてはその補正に書かれた内容はその提出した時点の北海道電力としての
0:20:04	その時点での考えを示したものでなければおかしい。
0:20:08	です。
0:20:09	それは理解できますか。
0:20:28	ノジリです。はい。おっしゃるところは理解してるつもりです
0:20:34	そこの今もともと済まし文章なりの中で設定されている猶予期間等もある中で の我々の対応ということを考えてちょっとこういう
0:20:45	位置付けで指示文書に対しては対応できるというふうに考えていたんですが、
0:20:54	ここはもう一度考えさせていただきます。
0:21:03	規制庁のナイトウですけれども、審査の途中段階で補正を出すということであ れば、出された内容は、
0:21:11	ど下へ補正をした部分についてはそれはその時点での北海道電力の考え方 が示されているもの。
0:21:19	でなければおかしいですじゃないと申請されたものについて審査をするってい う原則崩れます。
0:21:26	事前審査になってしまうのでそれはできません。
0:21:34	だから、夜であれば、特定しても含めて現状皆さんが考えている考え方をパッ ケー징ングし出す。
0:21:43	これが一番望ましい姿で、
0:21:51	この戸数は審査結果を申請書に反映する補正と言っている。最後に出す補正 と位置付け、違いますので、途中段階で特定せずの形ではあるんだけども そこは期限があるから出さなきゃいけないので補正を出しますという話ですか ら、
0:22:07	出した時点での北海道電力の考えが反映されなきゃいけない。
0:22:12	お話ですとか当然
0:22:14	特定施設の標準応答スペクトルについても北海道電力の提出時点での考え 方が修正されたもの。
0:22:23	のはずですよ。
0:22:29	それ以外に書けないんだったら、
0:22:33	こけない理由をどう変えた上で、ここだけ補正しますっていうのを、あると思う けど。
0:22:39	少なくとも今のやつでいうと、
0:22:41	この個数の出し方だと。

0:22:43	特定しては、現時点変える必要がないと判断してますって視線になっちゃいますので、
0:22:49	そこはどうするのかよく考えてください。
0:23:01	はい、北海道電力ですおっしゃるところは理解しました。今回我々としては震源を特定せず策定する地震動
0:23:11	については、補正をするそん中で一部基準地震動になる部分もあるだろうということなのでそこを補正するということですがそこにやはり基準地震動って考えたときには震源を特定して策定する地震動も、
0:23:25	基本は関わってくるというような
0:23:29	ことだというふうには認識しましたのでちょっといま一度、我々、
0:23:35	ちょっと整理させていただいて、
0:23:38	もしかするとまたご相談させていただくかもしれないということで、ご相談御説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
0:29:59	あのね、規制庁ナイトウですけども、うちの指示文書をよく読んでください。
0:30:18	9ヶ月。
0:30:20	が経過した日までに基準地震動に関し標準応答スペクトルによる評価を行うという方針及び当該方針に基づいて行った評価結果。
0:30:33	を記載した。
0:30:35	許可の申請を行うこととなっているわけですね。
0:30:41	どうぞその今日指示に基づいて出せと言っているのは、標準応答基準地震動にこれを検討をし、
0:30:51	日表情とスペクトルによる評価を行うという。
0:30:55	方針。
0:31:00	特定せずの中で、標準応答スペクトルによる評価結果を申請しなさいと言っている。
0:31:11	ですから、
0:31:15	プラスアルファをするのはいいけど、プラスアルファをするのであれば、それはその時点での
0:31:23	北海道電力としての考え方を表明することになるので、
0:31:27	そこをよく考えてください。
0:31:35	あれですよ。北海道電力ノジリです。今メッツさんがおっしゃられたプラスアルファっていうのは地盤の評価ってことだという理解をしてしました。
0:31:47	D層、もしそれをするのであれば、基準地震動とは何ぞやっていうことをしっかりと出してこいと。
0:31:54	ということなのかなと。

0:31:57	なので地震動として、標準特定施設の中で標準応答スペクトル、
0:32:04	どう評価するのかっていうことを日補正申請をするという。
0:32:11	というような理解。
0:32:13	だということですね。ただ、その際に、仮にあの基準地震動になるか否かっていうのはこれよ。
0:32:21	どうしても人どのレベルを
0:32:25	評価結果として出したときにはその議論になってすいませんになってしまう。
0:32:33	かと思っはいるんですが、
0:32:36	そういうことではないんですかね。
0:33:45	これはきちっとナイトウですけども、よくわかんないんだけど。
0:33:49	基準地震動に採用するかしないのかということに関しては特定していこう規模らないと。
0:33:58	どうやって、
0:34:00	判断するつもりなんですか。
0:34:05	ノジリですおっしゃる通り最終形としては特定する、今審査している特定して策定する地震動の結果との見合い。
0:34:17	で決めていかなければならないと思っております。ただ当初申請っていう意味であって、Ssがありましたのでそれとの比較の中でそういう扱いと
0:34:29	思っております。
0:34:31	ただいまおっしゃられたところの扱いで考えたときにちょっとどういう補正書として。
0:34:40	その部分だけうまく書き切れるのかって言うのはちょっと悩ましいのかなと私今、今のところを持っているんですがそこをちょっと考えたいと思います。
0:38:58	規制庁タニですけどまあもう少し考えていただいて
0:39:02	要するに指示文書の通り、やるとしたらどうなるのかっていうのをちょっと考えていただいて、方針決めていただけたらと思いますけど、今日はこの辺でよろしいでしょうか。
0:39:15	はい、北海道電力ノジリですおっしゃるところは理解したつもりでございますのでもう一度我々の中でもう一度文章等を我々が今置かれている状況を含めて確認考えたいと思います。ありがとうございます。
0:39:30	はい規制庁タニです。それでは面談を以上にしたいと思います。お疲れ様でした。